

横植協会04-22号
令和4年9月30日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

中古農業機械に対する確認関係

【輸入農業機械に対する植物防疫所による確認の実施に係る協力依頼について】

掲題の件について、全国植物検疫協会を通じて農林水産省植物防疫課から別添のとおり連絡がありましたので、お知らせします。

概要

農業の用に供される中古の機械類及び車両(以下「中古農業機械」という。)については、令和2年9月23日及び令和3年9月28日付け事務連絡により、令和2年10月1日からの2年間、税関の協力の下、輸入された中古農業機械に対する税関による検査の際に、可能な限り植物防疫官が立ち会い、土の付着状況等の確認を行うことについてお知らせしたところです。

これまでの確認におきまして、土等が発見される事例が生じており、輸入される中古農業機械に対する引き続きの確認が必要であることから、更に半年間延長して、確認を行うこととしました。

以 上

事務連絡
令和4年9月29日

(一社) 全国植物検疫協会 御中

農林水産省消費・安全局植物防疫課

輸入農業機械に対する植物防疫所による確認の実施に係る協力依頼について

日頃から植物検疫業務に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

農林水産省では、海外から持ち込まれる植物や土を介して農作物に損害を与える病害虫が侵入することを防止するため、植物防疫法（昭和25年法律151号）に基づき、各地の空港や港において植物検疫を実施しています。

土については、様々な病害虫を含んでいる可能性があることから、植物防疫法に基づき、我が国への持込みが禁止されています。特に、中古の農機具や車両、建築資材等（以下「中古農業機械等」という。）については、通例、屋外で使用されることから、土が付着した状態で輸入されることが懸念されます。このため、輸入関係者の皆様のご協力をいただき、中古農業機械等に土が付着していることを確認した場合等は、植物防疫所への連絡をお願いしてきたところです。

農業の用に供される中古の機械類及び車両（以下「中古農業機械」という。）については、令和2年9月23日及び令和3年9月28日付け事務連絡により、令和2年10月1日からの2年間、税関の協力の下、輸入された中古農業機械に対する税関による検査の際に、可能な限り植物防疫官が立ち会い、土の付着状況等の確認を行うことについてお知らせしたところです。これまでの確認におきまして、土等が発見される事例が生じており、輸入される中古農業機械に対する引き続きの確認が必要であることから、更に半年間延長して、確認を行うこととしました。

なお、確認の結果、土の付着等が確認された場合は、土の除去等の実施について、植物防疫所から連絡が行われます。

つきましては、このことについて、貴協会の会員の皆様に周知いただきますようご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課
防疫対策室輸入検疫班
電話 03-6744-7167

農林水産省 植物防疫所からのお知らせ

土は輸入が禁止されています

— 輸入農業機械類に土が付着しないようお願い! —

⚠ 輸入農業機械に土が付着していませんか？

土は **日本にいない病害虫** が含まれている可能性が高く
日本の農業生産に悪影響 を及ぼすリスクがあります

土の付着の可能性があるもの（例）



トラクター、ロータリー・ハローなどのアタッチメント、耕運機、播種機 など

⚠ 海外から農業機械類を輸入する際の注意点

👉 輸出前に **土を除去するよう輸出元に依頼** してください。
特に、中古の農業機械には土が付着しているおそれがありますので、
事前に除去されていることを確認してください。

👉 輸入の際には、

- ・土が付着していないかを確認してください。
- ・土が付着していたときは、速やかに最寄りの植物防疫所に届け出てください。

👉 土を輸入した場合、3年以下の懲役 又は
100万円以下の罰金が科せられる場合があります。



植物防疫所の主なお問合せ先

● 横浜植物防疫所	045-211-7152	● 門司植物防疫所	093-321-2601
● 名古屋植物防疫所	052-651-0112	● 那覇植物防疫事務所	098-868-2850
● 神戸植物防疫所	078-331-2386		

ご不明な点がございましたら
最寄りの植物防疫所に
ご相談ください。